

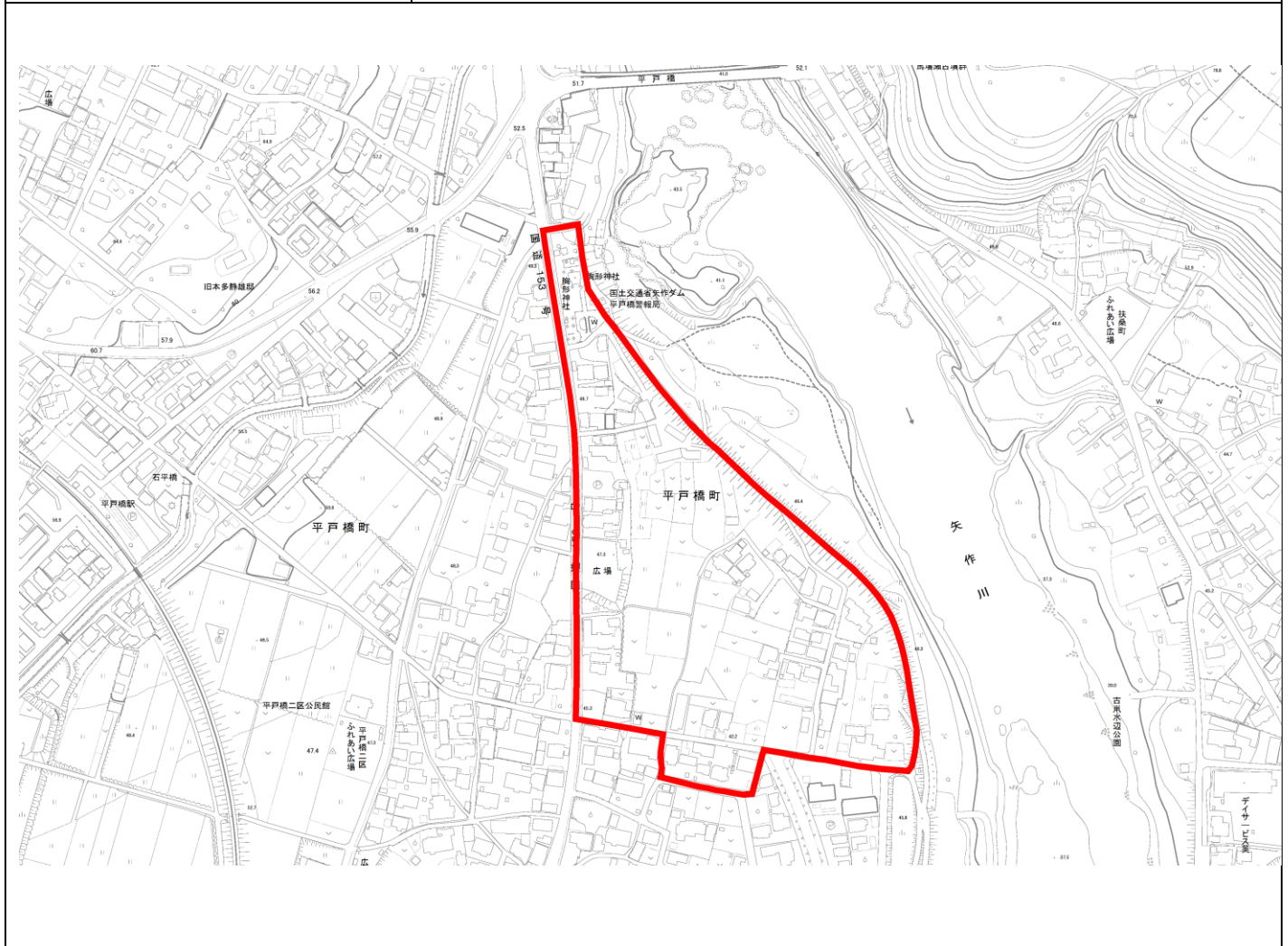
地区計画のルール

ひらとぼし

平戸橋地区計画

【平成28年1月15日告示】

名称	平戸橋地区計画
位置	豊田市平戸橋町上井畑、太戸、波岩の各一部
面積	約5.6ha



平戸橋地区計画の区域



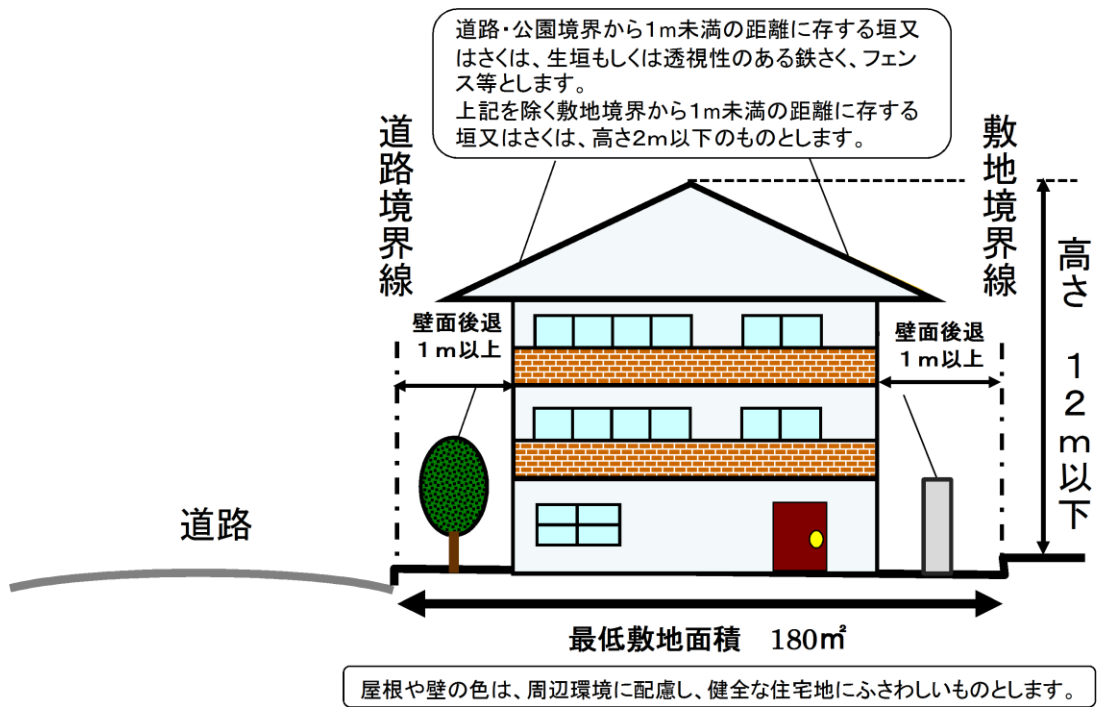
平戸橋地区まちづくりの目標

沿道の利便性に配慮しつつも、周辺の環境と調和した良好な市街地の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な住環境を形成します。

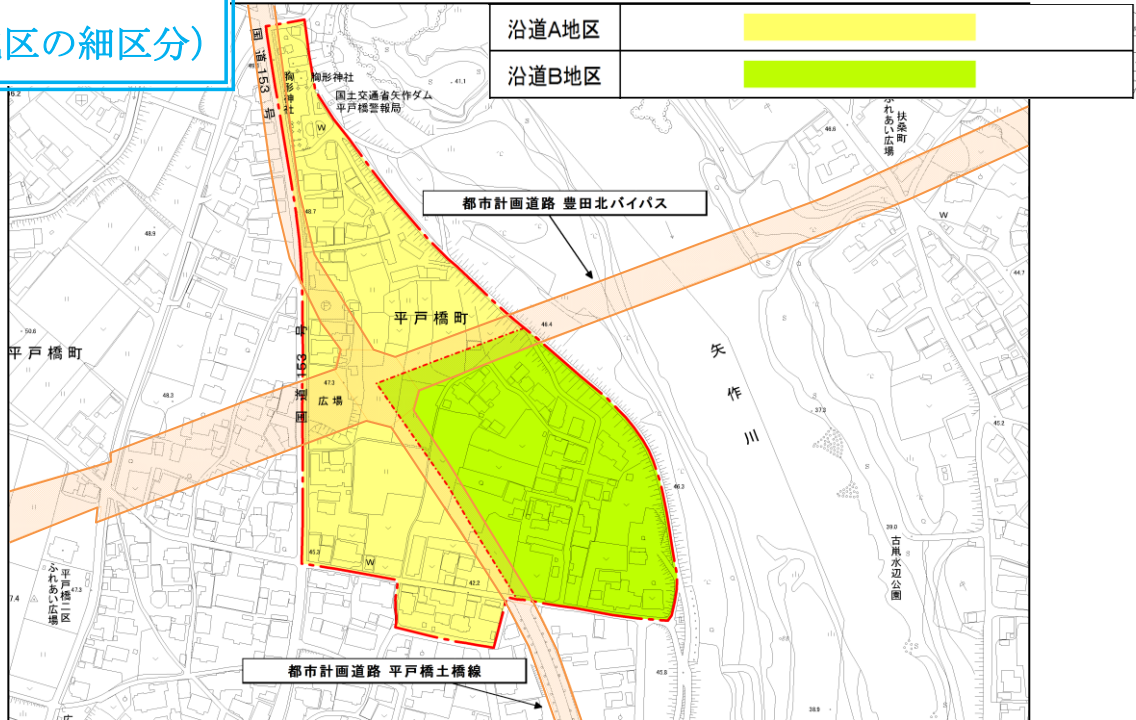
《平戸橋地区計画における建物に関するルール》

平戸橋地区では、以下の内容が建物について定められています。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①用途の制限 | ②敷地面積の最低限度 |
| ③壁面の位置の制限 | ④高さの最高限度 |
| ⑤形態又は色彩、意匠の制限 | ⑥垣又はさくの構造の制限 |



計画図(地区の細区分)

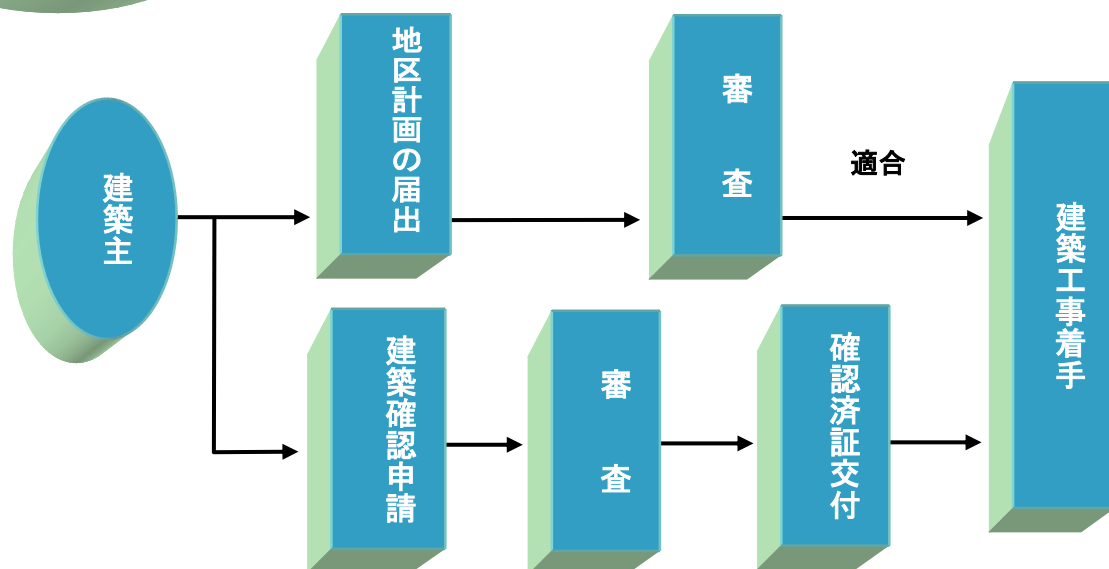


平戸橋地区計画のルール

地区	名称	沿道 A 地区	沿道 B 地区
		面積	約 3. 2 h a
都市計画	用途地域	第 1 種住居地域	第 2 種中高層住居専用地域
	建ぺい率	6 0 %	5 0 %
	容積率	2 0 0 %	1 5 0 %
地区計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1, 5 0 0 m² を超えるもの（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 0 条の 7 の 2 で定めるものを除く。） 2 倉庫（建築物に附属するものを除く。）で床面積の合計が 5 0 m² を超えるもの 3 畜舎で床面積の合計が 1 5 m² を超えるもの 	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 m² を超えるもの 2 倉庫（建築物に附属するものを除く。）で床面積の合計が 5 0 m² を超えるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1 8 0 m ²	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁面等」という。）から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1 m 以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物置、車庫等で、軒の高さが 2. 5 m 以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 1 2 m² 以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの 3 建築物の外壁面等から道路の平面交差等により生じる隅切部に係る道路境界線までの距離（当該後退距離が 5 0 c m 以上のものに限る。） 4 この地区計画の都市計画決定の告示現在において、敷地面積が 1 8 0 m² に満たない敷地における建築物の道路境界線以外の敷地境界線からの距離（当該後退距離が 5 0 c m 以上のものに限る。） 	
	建築物等の高さの最高限度	1 2 m	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、周辺の環境に配慮し、健全な住宅地にふさわしいものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくの構造は、次の各号に掲げるものでなければならない。ただし、危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）第 1 7 条第 1 項第 1 9 号の規定により設けるものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地境界線から 1 m 未満の距離において設置する垣又はさくは、高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が 2 m 以下のもの（生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが 0. 6 m 以下のものに限る。以下「フェンス等」という。）及び門扉を除く。） 2 道路又は公園に接する敷地境界線から 1 m 未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンス等（門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が 5 m² 以下のものを除く。） 	

届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620